

背景・経緯

平成 23 年 6 月に知事から「新環境総合計画の効果的な推進と進行管理のあり方について」諮問を受け、「環境総合計画部会」（以下「部会」という。）では、新環境総合計画（平成 23 年 3 月策定）に記載された毎年度のサイクルと複数年毎のサイクルによる進行管理のあり方を検討してきた。

部会報告のポイント

毎年度のサイクル

施策・事業に関する進行管理を行うことを目的に、これまでの進行管理の方法（PDCA サイクル等）を継承しつつ、進行管理体制の充実や重点的に点検・評価する分野の設定など進行管理方法を改善して、「講じた施策」などにより部会において「点検・評価」を行う。

1. 進行管理体制の充実

大阪府において自己点検・評価を行った上で、部会で専門的な知見を踏まえた外部の視点から点検・評価を実施

2. 進行管理の方法

①「講じた施策」にとりまとめられる施策・事業の進捗状況等を基に、PDCA サイクルにより全分野の進行管理を実施

②毎年度、重点的に点検・評価する分野※)を設定し、その分野について、より詳細な点検・評価を実施

③大阪府においては、府民・事業者・行政等が参加している会議の場などを活用して、広く府民からの意見を聴取

※) 重点的に点検・評価する分野

計画の柱である「低炭素」、「循環」、「生物多様性」、「健康」に「快適」を加えた5つの分野を中心に毎年度1または2分野を選定

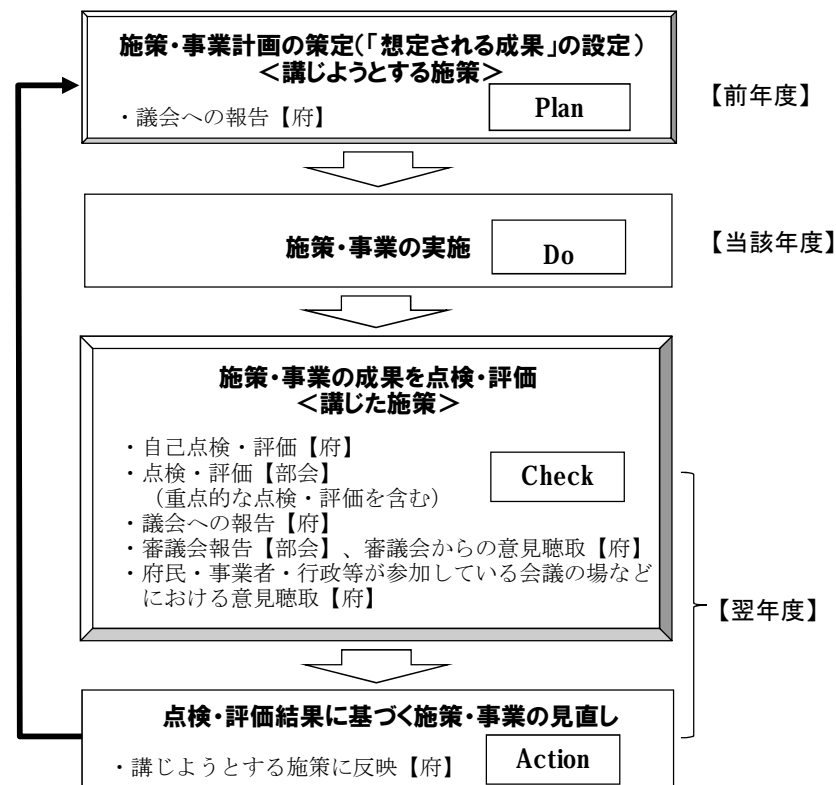


図. 毎年度サイクルの流れ

複数年毎(3~4年)のサイクル

計画全体の進行管理を行うことを目的に、計画に掲げた目標の達成状況や施策の方向、主な施策、工程表等について部会において点検・評価を行う。さらに、大阪府において府民意見も聴取し、必要に応じて計画を修正する。

1. 進行管理の時期

- ・ 環境の状況の変化、科学的知見の蓄積等の社会的な動向に柔軟に対応するため、計画の期間（10年間）内に2回程度、中間段階（2014年、2017年頃を想定）における計画の点検・評価を実施
- ・ 最終年（2020年）を目途に、中間評価を参考にして最終の点検・評価を実施

2. 進行管理体制の充実

- ・ 毎年度のサイクルと同様、大阪府において点検・評価の上で、部会で点検・評価を実施
- ・ 大阪府で点検・評価した資料をもとに府民からの意見を踏まえて、部会で点検・評価

3. 進行管理の方法

- ・ 府民生活等において「どのような『成果』を挙げることができたのか」を重視するため、2020年の目標（アウトカム）を中心に点検・評価を実施
  - ⇒ 予め可能な範囲で中間目標を設定
- ・ 部会における点検・評価は、大阪府が作成する施策評価レポートをもとに実施
  - ⇒ 施策評価レポートは、府民意見を募集することを考慮し、簡潔にわかりやすく作成
- ・ 計画に示された工程表の進捗状況についても点検・評価を実施
  - ⇒ 大阪府において計画に示された工程表の詳細な内容を提示

4. 点検・評価結果の反映

- ・ 点検・評価の結果、施策・事業の見直し等が必要である場合は、より効果的な施策・事業への転換を大阪府で検討
- ・ 技術の向上及び社会情勢の変化などを踏まえながら、点検・評価結果に基づき、必要に応じて、計画を柔軟に見直し
- ・ 部会における点検・評価の結果は、部会から審議会に報告するとともに、大阪府においてホームページ等で公表

検討経過

- 第1回 平成 23 年 9 月 12 日 新環境総合計画の効果的な推進と進行管理のあり方について（骨子案）
- 第2回 平成 23 年 11 月 2 日 新環境総合計画の効果的な推進と進行管理のあり方について（報告案）

部会委員

- 環境審議会委員：榎村 久子（部会長）、石井 実（部会長代理）、花嶋 温子、坂東 博
- 環境審議会専門委員：大橋 明美、高村 ゆかり、逸見 祐司（敬称略）

## ■計画の位置づけ

豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本条例に基づき策定するもの。また、大阪府の 2025 年の将来の姿を現した「将来ビジョン・大阪」に示された「水とみどり豊かな新エネルギー都市」実現の道筋を具体化し、広く大阪府の環境施策に関する基本方針や具体的手順を示すもの。

## ◇大阪府の環境を取り巻く課題

### 地球温暖化の防止

世界の温室効果ガスの排出量は、工業化以降、人の活動により増加しており、そのまま放置すると、世界の気候システムに多くの変化が引き起こされる可能性があるとして報告されている。高度に都市化が進み、様々な産業が集積している大阪からは、温室効果ガスが多く排出されている。

### 資源の循環的利用

わたしたちの暮らしを支えている鉱物・石油などの天然資源は有限である。人口の集中する大阪では、多くの資源が消費されており、家庭や事業場から出る廃棄物は、リサイクルや減量化された後、大阪湾に設けられた処分場等に最終処分されているが、その容量には限界がある。

### 生物多様性の保全

人の活動の影響等により、多くの生き物が絶滅の危機に瀕しており、生物多様性の保全が課題となっている。大阪では都市化の進展等によって良好な生息環境が損なわれ、人と自然のつながりも希薄になっている。

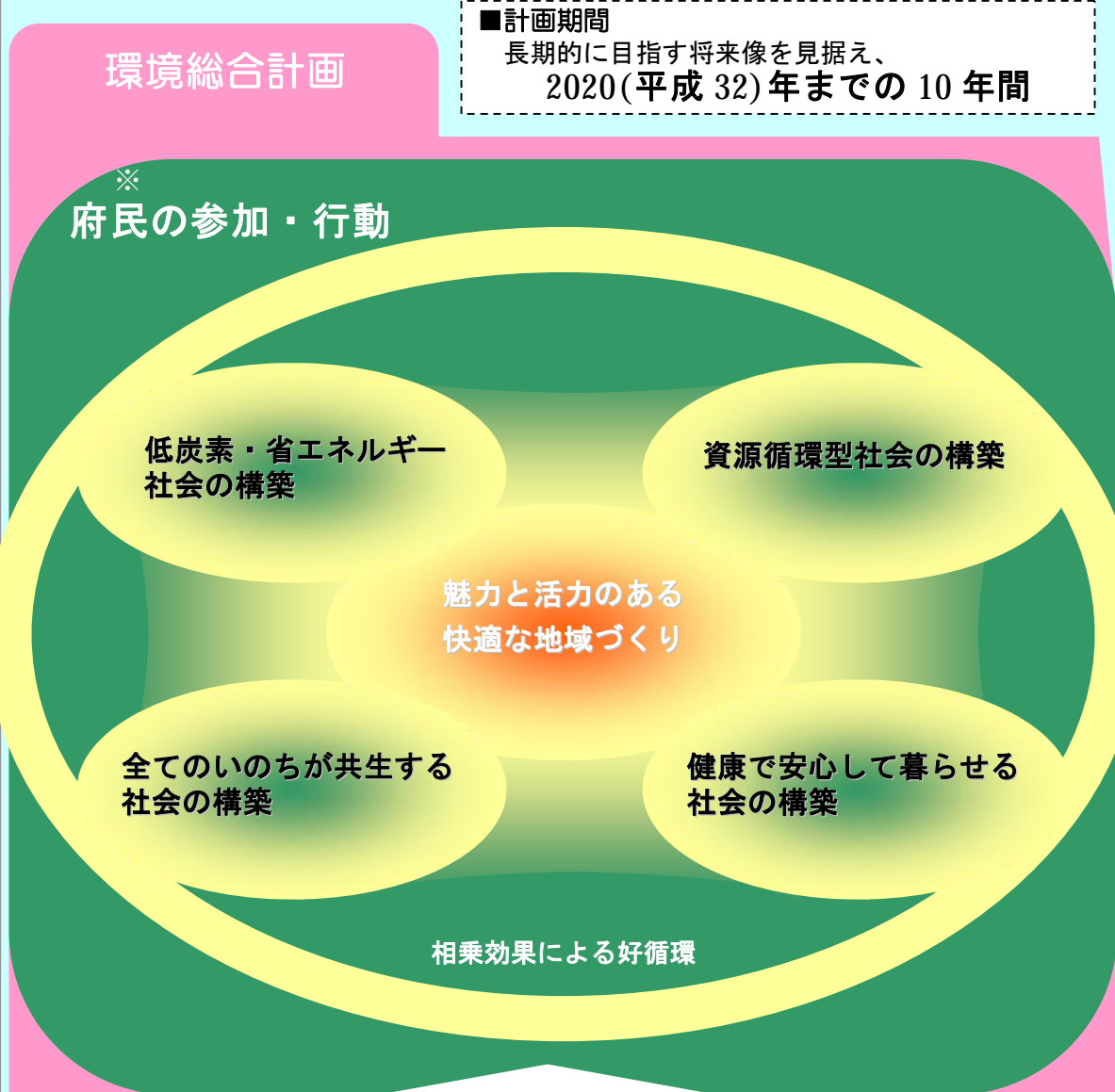
### 健康的な暮らしの確保

大気環境や水環境は改善が進んでいるが、光化学オキシダントや大阪湾の水質など、環境保全目標の達成が困難な項目もある。また、事業活動や日常生活の中で、様々な化学物質が製造され、使用されており、環境や人への影響が懸念されるものもある。

### 魅力と活力ある快適な地域づくり

大阪は、多くの人々が住み、働き、訪れる地域であるが、ヒートアイランド現象、騒音・振動等の都市特有の問題や、「みどりが少ない」、「雑然としている」などマイナスイメージがある。

## ◇計画の全体構成（施策展開のイメージ）と将来像



■計画期間  
長期的に目指す将来像を見据え、  
2020(平成 32)年までの 10 年間

### 施策推進に当たっての視点

- ・ 環境と成長の両立に向け、あらゆる分野への環境の視点の組み込み
- ・ 地域主権の確立・広域連携の推進

## 計画の効果的、効率的な推進

※「府民」とは大阪府に住む人だけでなく大阪府に関わる全ての人を指す。

## 分野ごとの長期的将来像 （概ね 2050 年頃）

**低炭素・省エネルギー**  
建物の高断熱化や機器の省エネ・省CO<sub>2</sub>化が飛躍的に進み、再生可能エネルギーやCO<sub>2</sub>排出量の少ない自動車が多く普及しているなど、温室効果ガスの排出量が 1990 年度から 80%削減されている。

**資源循環**  
資源の循環的な利用が自立的に進む社会が構築され、廃棄物の排出量が最小限に抑えられている。また、生じた廃棄物はほぼ全量が再生原料として使用され、製品として購入されることによって循環し、最終処分量も必要最小限となっている。

**全てのいのちが共生**  
生物多様性への人々の理解が進み、生物多様性に配慮した行動によって、豊かな森林、農空間、里地・里山、河川、海等が維持されている。また、生息環境を回復するための取組みが各地で行われた結果、大阪は身近に生き物と触れ合える、水とみどり豊かな都市となっている。

**健康で安心して暮らせる**  
環境保全目標を全て満足し、澄みわたる空、深呼吸したくなる大気となっている。  
人の健康が保全されるとともに豊かな生態系が育まれ、身近に人と水がふれあえ、生活に潤いをあたえる水環境となっている。  
環境リスクの高い化学物質の排出削減が進むとともに、リスク管理やリスクコミュニケーションが定着し、化学物質によるリスクが最小化されている。

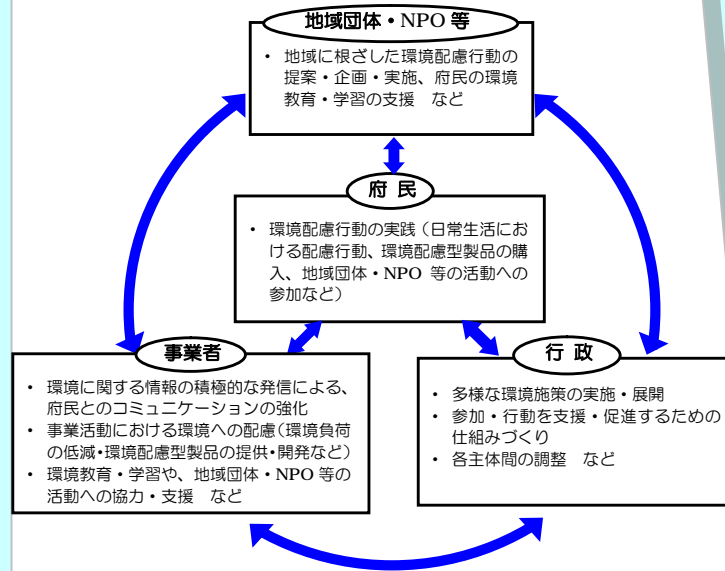
**魅力と活力ある快適な地域**  
ヒートアイランド現象が緩和されるなど、快適な生活環境が確保された、みどりが多く、豊かな水辺や歴史・文化が活かされた、「暮らしやすい」「働きやすい」「訪れたい」都市となっている。

目指すべき将来像  
※府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市

# ◇分野ごとの目標と施策の取組方針

## 府民の参加・行動

将来イメージ



- ・ 府民、地域団体・NPO、事業者、行政等の各主体が積極的に参加し、自ら行動する社会
- ・ 各主体が相互に連携して行動することにより、相乗的な効果が発揮されている社会

### 施策の方向

●あらゆる主体が日常的に環境配慮行動に取り組む社会の実現を目指し、環境問題への気付きの促進と環境配慮行動の拡大に向けた取組みを進める。

- 効果的な情報発信
- 環境教育・学習の推進
- 行動を支援する仕組みの充実

低炭素・省エネルギー

資源循環

全てのいのちが共生

健康で安心して暮らせる

魅力と活力ある快適な地域

2020年度目標（府民に分かりやすく、進捗状況が確認し易い）

### ■国の取組みと連動し、1990年度比で25%の温室効果ガス排出量を削減

- ・ 府域で保有される自動車のうちエコカーの割合を50%に増やす。
- ・ 府域の太陽光発電の導入によるCO<sub>2</sub>削減量を2009年度比で30倍以上に増やす。

### ■資源の循環をさらに促進

- ・ 一般廃棄物 リサイクル率を倍増させる。
- ・ 産業廃棄物 最終処分量をさらに削減する。
- リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大
- ・ リサイクル製品を購入している府民の割合を倍増させる。
- ・ 資源物を分別している府民の割合を概ね100%にする。

### ■生物多様性の府民認知度を70%以上に ■生物多様性の損失を止める行動を拡大

- ・ 活動する府民を30%増加する。
- ・ 保安林、鳥獣保護区等の地域指定を新たに約2000ha拡大する。

### ■大気環境をさらに改善

- ・ 二酸化窒素の日平均値0.06ppm以下を確実に達成すると共に、0.04ppm以上の地域を改善する。
- ・ 微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)の環境保全目標を達成する。
- ・ 光化学オキシダント濃度0.12ppm(注意報発令レベル)未満を目指す。

### ■人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善

- ・ BOD(生物化学的酸素要求量)3mg/L以下(環境保全目標のB類型)を満たす河川の割合を8割にする。

### ■多様な生物が棲む、豊かな大阪湾にする。

- ・ 底層DO(溶存酸素量)5mg/L(湾奥部は3mg/L)以上を達成する。
- ・ 藻場を造成(藻場面積を400haを目指す)する。

### ■環境リスクの高い化学物質の排出量を2010年度より削減

### ●快適な生活環境が確保された「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市を目指す。

- みどり豊かな自然環境の保全・再生 みどりの風を感じるネットワークの形成 街の中に多様なみどりを創出 みどりの行動の促進
- ヒートアイランド現象の緩和
- 騒音・振動の防止
- 魅力ある景観の形成 歴史的・文化的環境の形成

### 施策の方向

### ●あらゆる要素に「低炭素」の観点を組み入れて、低炭素化に向けた効果的な取組みを促進

- 産業・業務、住宅・建築物、運輸・交通の低炭素化
- 再生可能エネルギー等の普及
- 森林整備によるCO<sub>2</sub>吸収の促進

### ●生産・流通、消費、再生・処理、最終処分各段階における資源の循環に向けた取組みを促進

- 再生原料・再生可能資源の利用促進
- 廃棄物排出量の削減
- リサイクル率の向上
- 最終処分量の削減
- 廃棄物の適正処理の徹底

### ●生物多様性についての府民理解を促進し、生物の生息環境の保全と回復への行動を促進

- 生物多様性の重要性の理解促進
- 生物多様性に配慮した行動促進
- 府民と連携したモニタリング体制の構築
- 生物多様性保全に資する地域指定の拡大
- エコロジカルネットワークの構築推進

### ●自動車排出ガス対策や工場等の固定発生源対策を推進

- 自動車から排出される窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)と粒子状物質(PM)の削減対策の推進
- 微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)の現状把握と対策の検討・実施
- 揮発性有機化合物(VOC)の排出削減
- 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底

### ●流域の特性に応じた水質、水量、水生生物、水辺等を総合的に捉えて対策を推進

- 生活排水の100%適正処理を目指した生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進
- 健全な水循環の保全・再生
- 大阪湾の環境改善対策の推進

### ●環境リスクの高い化学物質の排出削減や、予防的取組みの推進、様々な主体の環境リスクについての理解促進

- 環境リスクの高い化学物質の排出削減
- 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進
- 残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

## ◇施策推進に当たっての視点

- あらゆる分野への環境の視点の組み込み（都市構造、金融・産業など）
- 地域主権・広域連携の推進（広域連携・関西広域連合での取組み推進、市町村への権限移譲の推進など）

## ◇施策の効率的・効果的推進

- 複数年分の成果を評価するサイクルを追加
- 可能な限り得られた効果を数値化
- 評価資料の府民への公表及び意見募集